

2

1.8ℓびんの特性

びんの規格はJISに定められている

1.8ℓびんを含む「丸正びん」の形状や材質等の基準は日本工業規格(JIS) S2350「容量表示付きガラス製びん(壺)」に規定されており、どの酒造メーカーのびんも形、大きさ、材質は同じになっています。そのために全国で共通のびんとして使えるわけです。また、この規格は、計量法の特殊容器制度の技術基準に引用されており、適正な計量確保に重要な役割を果たしています。ちなみにビールびんは、麒麟ビールが単独で独自のびんを使っていますが、アサヒビール、サッポロビール、サントリービールは共通のびんを使っています。容量は同じですが、びんの形は少し異なっています。

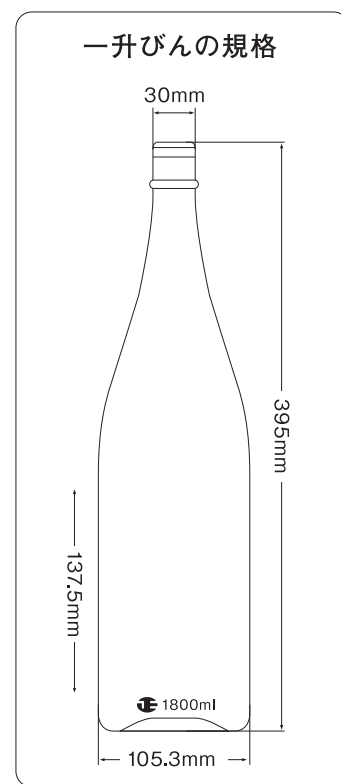
ビールびんとの違い

ビールびんはビールメーカーが保有する資産であり、空きびんになった後はそのビールメーカーに返る仕組みになっています。そのために、びん入りビールにはびんの保証金(小売り段階では1本につき5円)が上乗せされており、消費者が小売店に空きびんを返すと保証金が返金されるという仕組みになっています。いわゆるクローズド・ループで回っているのです。

これに対して、1.8ℓびんは酒造メーカーが保証金をつけて販売しているものではありませんが、空きびん自体に価値があり、有価で売買される商品となっています。一般的には、びん商が回収して必要とする酒造メー

カーに供給するという仕組みで回っているわけです。1.8ℓびんを回収して酒造メーカーに供給する機能を担っているのがびん商です。

1.8ℓびんのリユースには、びん商の存在が不可欠です。ちなみにビールびんの保証金が5円なので、1.8ℓびんも酒屋が5円程度で買い取っていましたが、現在では1.8ℓびんの価格が安いので無償というところも多くなっています。



容器包装リサイクル法では「自主回収の認定」を受けている

容器包装リサイクル法では、容器包装の利用・製造事業者(特定事業者)に対して、家庭から排出される容器包装廃棄物を再商品化(リサイクル)する義務を定めています。一般的には使用した容器包装の素材と量に応じて「再商品化委託料」を負担することで義務を果たしたものとみなされます。これに対して、事業者自ら容器包装を回収(自主回収)すれば、その分の再商品化委託料は免除されます。

また、自主回収容器包装に認定されると、その容器包装の再商品化委託料は全額免除されます。

認定されている容器はビールびん、牛乳びん、清涼飲料等のリユースびんで、事業者ごと容器包装ごとに

認定を受けます。(平成29年7月末時点で合計70社、195種類⁷⁾。)日本酒の180ml、300mlびんの認定を受けている酒造メーカーもありますが、これらの小型びんは酒造メーカーごとに回収することが要件となります。

これに対して、汎用性のある容器として唯一認定されているのが1.8ℓびんです。1.8ℓびんは事業者個別ではなく、「1.8L壺再利用事業者協議会」の会員の構成員である特定容器利用事業者が回収することとされています。日本酒造組合中央会は当該協議会の会員になっており、日本酒や本格焼酎・泡盛メーカーは当中央会傘下の構成員となります。

7 ガラスびん3R促進協議会「リターナブルびんポータルサイト」

● 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(自主回収の認定)

第十八条 特定事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称及び住所並びにその回収する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法を公示するものとする。

3 第一項の規定による認定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認定に係る回収の方法が同項に規定する主務省令で定める回収率を達成するために不適切なものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

5 第二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。この場合において、第二項中「種類、量及びその回収の方法」とあるのは、「種類」と読み替えるものとする。

● 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則

(自主回収率)

第二十条 法第十八条第一項の主務省令で定める回収率は、おおむね百分の九十とする。

(自主回収の認定に係る報告)

第二十条の二 法第十八条第三項の規定による報告は、毎事業年度終了後三月以内に、同条第一項の認定を受けた特定容器又は特定包装ごとに、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 認定に係る特定容器若しくは特定包装を用いた量又は認定に係る特定容器を販売した量
- 二 認定に係る特定容器又は特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量

■ 1.8L 壺再利用事業者協議会

容器包装リサイクル法の制定に伴い設立した協議会で、1.8ℓびんを使用する業界団体で構成されています。構成メンバーは、ガラスびん3R促進協議会、全国食酢協会中央会、全国びん商連合会、全国味淋協会、日本ガラスびん協会、日本酒造組合中央会、日本醤油協会、日本蒸留酒酒造組合、一般社団法人日本ソース工業会、日本P箱レンタル協議会、日本洋酒酒造組合、日本ワイナリー協会(五十音順)(平成30年3月現在)です。

■ 関係者連絡先

・日本酒造組合中央会(担当:業務第1部)	TEL:03-3501-0101	
・ガラスびん3R促進協議会:	TEL:03-6279-2577	FAX:03-3360-0377
・全国びん商連合会:	TEL:03-3551-5238	E-mail:info@zenbin.ne.jp
・日本P箱レンタル協議会:	TEL:0798-24-0307	FAX:0798-23-7038